

国民には景気回復の実感はありません 2018年春闘で大幅賃上げは不可欠

政府は、「2017年度の経済財政報告」で「『経済の好循環』が着実に回り始めている」と、自らが進めている経済政策を自画自賛しています。本当にそうでしょうか。

「アベノミクス」の5年間で莫大な利益を得たのは大企業だけです。大幅な法人減税もあって多くの大規模製造業は毎年のように過去最高益をあげています。

一方で、中小零細企業は、その恩恵を受けていません。

そして私たち国民・労働者には増税、社会保障費の負担増加が重くのしかかり、将来不安が高まっています。

そして、政府が財界に対し5年間「賃上げ」を求めてきていますが、労働者が期待する賃上げには程遠く、非正規雇用も増加していることから、実質賃金はほとんど伸びず、消費は低迷し続けており、国民には景気回復の実感はありません。

苦しむ国民・労働者

儲けは賃金に回らず

2009年度を100とすると
2016年度には

営業利益	248.5
株主配当金	221.0
賃金	101.5

※資本金10億円以上

消費支出は年々低下

2014年：▲2.9%
2015年：▲2.3%
2016年：▲1.7%

※前年対比



「働き方改革」誰のため?

財界の要望

- ⦿ 時間でなく成果で
- ⦿ 使い勝手の良い労働者をつくる仕組み作り

政府のめざす姿

- ⦿ 労働参加率・労働生産性の向上

儲ける大企業

企業の利益は増え続ける

内部留保 375兆円

“過去最高”

労働分配率 43%台

“過去最低水準”

連結内部留保上位

- 1位 三菱UFJ FG 12兆1千億円
- 2位 NTT 10兆2千億円
- 3位 三井住友FG 6兆7千億円

※2017年3月期

2018年春闘で求められるのは

大幅賃上げで安心して働ける社会の実現を

2018年春闘でも、各経営が事業環境の不透明さを強調し、労働者の期待する賃上げに応えようとしていません。

景気回復を実感でき、消費を拡大させるためにも、大幅賃上げは不可欠です。

金融機関の春闘はこれからが山場になります。

私たち金融共闘は、多くの労働者と連帯して大幅賃上げの実現をめざしてたたかいます。

私たち全国金融労働組合共闘会議は、日本経済の健全な発展に資する
金融と金融労働者の人権と雇用を守ります

加盟組合

全日本損害保険労働組合	全国金融労働組合連合会
全国証券労働組合協議会	全国信用保証協会労働組合連合会
外国銀行従業員組合連合会	全国農業協同組合労働組合連合会

2018年4月

全国金融労働組合共闘会議

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-9
レフラスック平河町ビル401
Tel・Fax 03-3239-0170

金融庁の怠慢で 不正融資を 免罪

何のための金融機関検査なのか？

福井県に本店のある武生信用金庫（現・福井信金）ではワマン経営者が長きにわたって不正融資を繰り返してきました。

監督官庁である金融庁（北陸財務局）は、当然検査で不正融資の実態を把握していたにもかかわらず、経営者の責任追及もすることなく、放置してきました。

地元の雑誌に不正融資問題が報道されて、事態を知った労働組合が、経営者に実態説明を求めましたが、「知らぬ存ぜぬ」を繰り返すだけでした。

この対応に業を煮やした現場の労働者が、警察や監督官庁に公益通報するために信金役員の社内メールにアクセスし、金融庁と経営者のやりとりから不正融資の事実を知るところとなりました。

経営者の不正融資を通報した労働者を 逆恨みして懲戒解雇

しかしながら、信金経営者は、不正融資の実態説明や責任追及をおこなうどころか、こともあろうに不正融資問題の情報を雑誌社に流した「犯人さがし」を進め、信金役員の社内メールにアクセスした者の中から、労働組合幹部の2人に対して報復的な懲戒解雇を強行しました。

一夜にして、生活を破壊されることになった2人の労働者は、裁判に訴えて解雇の不当性を争いました。

裁判の中で、この2人が情報を外部流出させていないことも明らかになったにもかかわらず、裁判所は「2人は興味本位で不正アクセスをおこない、信金の信用を著しく損なった」との信金側の主張だけを採用し、「解雇有効」の不当判決を出し、昨年最高裁の上告不受理によって、この信じられない不当判決が確定することになりました。

信用を失墜させたのは「公益通報者」？

信金の信用を失墜させたのは、不正融資を繰り返した経営者であって、公益通報した労働者にその汚名をかぶせられる

福井信金公益通報者 不当解雇争議

ことなど、誰が考えてもおかしい話です。

そもそも、監督官庁である金融庁が、不正融資を長年にわたって放置して、実態説明・責任追及をおこなわなかったから、現場の労働者が通報に向けた情報収集行為に至ったのです。

金融庁が本来の任務さえ果たしていれば、懲戒解雇にされる行為自体、やる必要がなかったのです。

元役員全員も不正融資の責任認める

また、旧武生信金の不正融資問題で、同信金が元理事長2人に対して12億円余りの損害賠償を求めた訴訟と、同信金出資者である会員約20人が2人以外の元役員10人にも不正融資の責任があるとして損害賠償を求めた会員代表訴訟は2月9日、福井地裁で和解が成立しました。福井地裁は回収困難になった約1億円の損害の責任が被告全員にあるとして被告側に解決金約7千万円の支払義務を認め、被告側もこれを受け入れました。

役員自らが不正融資の一定の責任を認める結果となっただけに、これまで不正融資をおこなった役員を刑事告訴できなかった自浄能力を欠いた武生信金と、そのことを把握しておきながら刑事告発しようとしなかった金融庁の責任が大きく問われようとしています。

金融機関の検査で、不正融資は最重要事項のはずです。金融庁は不正融資を隠蔽・放置することが「顧客本位」になるとも言うのでしょうか？

最近、企業の不正行為が内部告発・公益通報などによって次々と明らかになっています。

私たちは監督官庁である金融庁に対して、企業の不正を明らかにしようという社会の流れに、いつまでも背を向けることなく、自らの責任で福井信金に労使間での話し合いで一日も早く争議の解決を指導されることを強く求めるものです。